

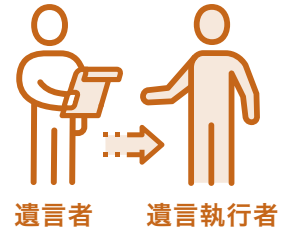


遺言の実現において大事なこと

～遺言執行(職務や法的地位)から考える遺言作成の在り方～

MUFG相続研究所 所長 こたに こういち 小谷 亨一

遺言を作成するにあたり、大事なことは「どのような遺言を書くか」ですが、同じくらい大事なこととして「その遺言の内容が実現されるか」になります。しかし、遺言の効力は、遺言者死亡により生じます。当然、遺言者自身が遺言の内容を実現することはできません。そのようなことから、遺言の内容—換言すれば遺言者の最終意思を実現するために「遺言執行」の規定が民法で定められています。



遺言者 遺言執行者

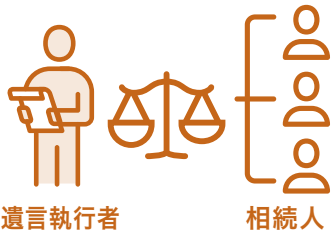
今回は、その遺言執行者に関する法律の観点から、遺言執行者はどうあるべきか、また、遺言者と生前どのように接しておくことが好ましいかについて一考します。

遺言の執行者は、遺言者が、遺言で指定もしくはその指定を第三者に委託することができます(民法1006条)。また、利害関係者の請求により家庭裁判所による選任する方法もあります(同1010条)。

そして、遺言により指定された遺言執行者は、辞退することも認められています。よって、遺言で指定した遺言執行者が遺言の実現を行わないこと(行えないこと)もありえます。

その意味でも、遺言の内容を常にメンテナンスし、自分の信頼できる遺言執行者を指定することが大切です。

つまり、遺言は、単に書いて終わりではなく、作成等段階で遺言内容実現(遺言執行)をイメージする必要があり、加えてその執行を家族なのか専門家なのか誰に任せるのかも重要な指定事項になります。



遺言執行者

相続人

重要な役割を担う遺言執行者を巡っては、その法的地位について、平成30年改正前旧民法(以下旧民法)1015条では「遺言執行者は、相続人の代理人とみなす。」の記載がありました。一方、旧民法1013条で遺言執行者に遺言執行における遺産の管理処分権につき排他的権限を与え、包括承継者である相続人の処分権の制限を行っています。そのため、遺言執行者の地位について相続人代理説・遺言者代理説・職務説などの議論がありました。

この民法改正で1012条に「遺言執行者は、遺言内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する」と下線部を追記し、1015条は遺言執行者の行為の効果帰属として、「遺言執行者がその権限内において遺言執行者であることを示してした行為は、相続人に対して直接にその効力を生ずる。」として、遺言執行者が遺言内容の実現をすべき権利義務を負い、その権限は被相続人である遺言者の意思に基づくことが明らかになりました。その結果、遺言執行者の行為が必ずしも、当然に相続人の利益に一致するわけではないことがより明確になっています。つまり、遺言執行者は個々の相続人の利益に適うように行動すべき義務を負う訳でなく、遺言を相続人全員に実現する公平義務を負っていることになります。

次ページへつづく▶

また、遺言執行者の執行行為の効果は、相続人に帰属することになるため、相続人の遺産に対する処分行為の制限をも行える立場にあり、その権限は大きいと言えます。その意味でも、遺言執行者の職務はできるだけはっきりさせておく必要があると言えます。

遺言執行者の職務についても民法では「相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する」(同1012条)と概括的に規定されているため、何が遺言執行者の権限に属するか明確でなく、職務内容については以前より議論がありました。

例えば、裁判例の中には、財産を特定しない包括遺贈の遺言や法定相続人に対して「相続させる」遺言※では、遺言者の死亡により当然に権利移転が行われており、遺言の執行余地はないと判断されたこともあります。一方、別の裁判例では、遺言者の死亡により権利移転がされたとしても、財産目録の調整や遺産の管理や引き渡し、対抗要件の具備など遺言内容実現のために必要な手続きを行う遺言執行余地があると判断されるものもあります。遺言執行者の執行行為の有無は状況により変わっています。ただ、平成30年の民法改正では、1012条1項に前記「遺言の内容を実現するため」の文言が加えられ、また次のように職務内容の一部明確化が図られました。



- ① 遺贈の履行に関しては、遺言執行者がいる場合は、遺言執行者のみが行うことができる。(同1012条)
- ② 特定財産承継遺言(※俗にいう相続させる遺言)については、対抗要件を備えるために必要な行為をすることができる。(同1014条)
- ③ 特定財産が預貯金債権である場合は、払戻し、解約申入れが権限に含まれる。ただし、遺言者に別段の意思表示がある場合は、それに従う。(同1014条)

このように法的地位や職務について一定程度明文化されたことで、遺言執行者による相続手続きの円滑化に繋がることにもなり、この改正は、今後の大相続時代に非常に重要な改正だったと言えます。

ただ、上述したように、遺言の執行者は、権限が大きいこともあり、遺言者の意思を十分に理解しながら実現する必要があります。特に遺言の解釈に余地が認められた場合、遺言執行者は、遺言者の意図を汲んで解釈する必要があります。逆に言えば遺言者は生前、遺言作成の趣旨を遺言執行者や相続人に伝えておくことで、より正しい執行に繋がることになるわけです。

以上のことから、信託銀行等は、その業務で遺言作成サポートに携わる場合において、遺言者の意思や遺言作成の意図を十分に汲んで作成サポートの相談に乗り、それに基づき執行者として遺言執行する必要があると言えます。

今後、大相続時代を迎えるにあたり、自筆証書遺言の保管制度など、遺言を促進する環境の準備が進んでいますが、遺言者はもとよりサポートすべき専門家は、遺言者の意思の実現という、遺言の本質的な目的の達成が何よりも重要であることを理解しながら来るべき相続に備える必要があります。



※「相続させる」遺言とは、共同相続人のうちのある特定の相続人に対し、遺贈ではなく「相続させる」とする遺言で、遺言効力発生時に対象となる相続財産が特定の相続人に承継される。

意見にあたる部分は著者の見解であり、MUFG相続研究所の見解を代表するものではありません。なるべくわかりやすくするために、大幅に省略・簡略化した表現としています。個別具体的なことについては、専門家に具体的にご相談ください。本資料の無断複製、複写、転送等のご遠慮ください。

*「MUFG相続研究所」は、三菱UFJ信託銀行が資産管理・資産承継に関する調査・研究・レポート作成等の業務を対外的に行う際の呼称です。